

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など

- ① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答) 国の法改正に従い、必要な介護保険料の軽減を実施していきます。当町では国の設定する13段階ではなく15段階に細分化して保険料を納めていただいています。(ふくし課)

- ② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

(回答)実施予定はありません。(ふくし課)

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)第1段階～第3段階の低所得者に対する公費による軽減及び介護保険条例で定める減免規定以外で新たに減免する予定はありません。(ふくし課)

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(回答)実施予定はありません。(ふくし課)

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

(回答)総合事業では、適切な介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)に基づいて介護予防相当サービスを実施し、利用者のニーズに合った総合的な支援に努めています。報酬単価の引き上げについては、町独自の施策を実施する予定はありません。(ふくし課)

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

(回答)現状は特定地域サービス等の基準緩和をしている事業所はありませんが、本町は離島があるため、今後事業所が継続困難になった場合に向けて制度の理解に努めています。(ふくし課)

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

(回答)町独自の制限や要件の緩和を行う予定はありません。(ふくし課)

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(回答)今のところ実施予定はありません。(ふくし課)

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

(回答)特別養護老人ホーム等の施設整備については、広域協議が必要であり、また保険給付の財源内訳(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において検討していきます。(ふくし課)

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

(回答)特例入所については、適正な運用が図れるよう、関係施設等と協議するとともに、適切な関与を行っていきます。(ふくし課)

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)処遇改善加算、ベースアップ等支援加算等、国の制度に従い加算を算定しております。町独自の施策としては、介護支援専門員の就職支援金、優良外国人労働者表彰をR7よりスタートしました。(ふくし課)

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

(回答)財政支援を実施する予定はありません。(ふくし課)

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)介護施設の人員配置・就業時間は国の基準のとおり実施されていますので、施設に対して是正は考えていません。(ふくし課)

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(回答)介護施設の人員配置・就業時間は国の基準のとおり実施されており、事業所指導の際に勤務体制の確認をしております。(ふくし課)

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(回答)R8.4より中度・軽度の難聴高齢者を対象とした購入費助成を開始しました。(ふくし課)

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(回答)R8.9より有効な免許を持たない高齢者へコミュニティバスで利用できる敬老パス事業を開始しました。(ふくし課)

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

(回答)高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画に含める形で作成の検討をしております。(ふくし課)

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに

拡充してください。

(回答) 今後検討していきます。(ふくし課)

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。(ふくし課)

(7) 第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

(回答) アンケート結果の公表、運営協議会の傍聴等を実施しております。(ふくし課)

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

(回答) 見える化システムを活用し、人口、認定者数も考慮し、サービス見込み量を算定しています。(ふくし課)

★(8) 障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(回答) 前年度に認定書を発行した方には自動的に個別送付しているとともに、認定を受けられた方に送付する「要介護・要支援認定等結果通知書」に障害者控除が受けられる場合がある旨を記載して通知しております。(ふくし課)

2. 国保の改善

★(1) 保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 国民健康保険税は、愛知県へ納める保険事業費納付金の財源であり、この保険事業費納付金が増加傾向にあるため、保険税を引き下げることが困難です。保険料水準の統一が行われた場合、引き下げられる可能性があります。(住民課)

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

(回答) 本町は、被保険者の所得変動が大きく、国保税収入も安定していません。基金等は、この変動による年度間の不均衡を是正し国保財政の安定化を図るために活用しており、保険税の引き下げに使うことはできません。(住民課)

★(2) 保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 低所得世帯への減免制度については、7割、5割、2割の法定軽減制度が実

施されており、それ以上の減免を行う予定はありません。(税務課)

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)県内の保険料水準の統一に向けて、市町村独自の減免制度についても統一に向けての検討が行われます。そのため、新しく独自の減免制度を設けることは考えていません。(税務課)

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

(回答)収入減少を理由とした減免制度については、その趣旨から所得割額のみを減免対象としています。減免対象、減免要件、割合につきましては、今後、県内の保険料水準の統一にむけて県内市町村で調整していくものと考えています。(税務課)

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(回答)現在は10割負担の方はいませんが、10割負担となる特別療養費は、国民健康保険法に規定されていますので、国、県の方針に沿って適切に運用をしていきたいと考えています。(住民課)

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答)加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止をしています。(税務課)

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(回答)差押えについては、法令を遵守し、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。(税務課)

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

(回答)国保財政の運営の安定化のため反対する予定はありません。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

(回答)新たな減免制度は検討していません。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(回答)国の財政支援が無いため、傷病手当金・出産手当金制度を創設する予定はありません。(住民課)

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答)平成 23 年度より生活保護基準の 1.3 倍以下の世帯に対して実施しています。
(住民課)

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)チラシを作成しています。(住民課)

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(回答)資格確認書は、法律上、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状態にあるとき」に交付することとされており、様々な年代・属性の方が含まれる国保被保険者全員に資格確認書を交付する必要性があるとは考えていません。(住民課)

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

(回答)町として独自に支給する予定はありません。(ふくし課)

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

(回答)申請書等は窓口を用意してありますが、制度をよく理解のうえ申請していただきたいため、相談の際に制度説明をし、申請書等お渡ししています。(ふくし課)

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

(回答)町ホームページに掲載し、詳細な制度については愛知県のホームページの外部リンクから閲覧できるように設定しています。(ふくし課)

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答)権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答) ケースワーカーの外部委託化について、権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。研修は、県の担当者会議などに参加しています。(ふくし課)

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者

に対して適切な案内を行ってください。

(回答) 権限は福祉事務所(愛知県)にあるため、町としては回答できません。(ふくし課)

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(回答) 県や関係機関と定期的に会議を行い、情報交換をし、速やかに連携がとれるよう体制を整えています。(ふくし課)

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

(回答) 町として任意事業の予定はありません。住民の方に向けては、ホームページに制度の案内を掲載しています。(ふくし課)

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

(回答) 町として独自に支給する予定はありません。(ふくし課)

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

(回答) 町として独自助成の予定はありません。(ふくし課)

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

(回答) 現在の制度を存続していく予定です。子ども医療について、令和8年4月から国保世帯主及び社保等の本人も該当とする改正をしました。入院時食事療養の標準負担額の助成については考えていません。(住民課)

「居場所づくり」や「無料塾」は現在、県が民間事業者に委託して行っています。「こども食堂」は、現在町内には無く、具体的な支援策についてはまだ検討していません。(ふくし課)

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

(回答) 18歳年度末までの現物給付を行っています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

(回答)1・2級の方の医療費は全疾患を対象にしています。所持していない方の自立支援医療の自己負担分については助成しています。(住民課)

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答)住民税非課税世帯の窓口負担の無償化は考えていません。(住民課)

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)令和6年4月1日から開始しています。(住民課)

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)「居場所づくり」や「無料塾」は現在、県が民間事業者に委託して行っています。「こども食堂」は、現在町内には無く、具体的な支援策についてはまだ検討していません。(ふくし課)

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(回答)こども家庭センターは令和6年4月に開設済みです。必要な相談体制となっています。(健康こども課)

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答)就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしており、現在のところ、その拡大(1.4倍等)の考えはありません。(教育課学校教育G)

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答))令和8年度より卒業記念品を援助費目に追加しました。オンライン学習通信費の支援については、支援費の支給ではなく、ルーターの貸出し(通信費含む)を行っております。その他の支給内容等については近隣市町の状況を踏まえ内容を精査し検討します。(教育課学校教育G)

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請

できることを周知徹底してください。

(回答)年度途中でも申請できる旨は、案内文書に記載し、学校も同様に認識し、対象者がいれば申請ができることを伝えています。(教育課学校教育 G)

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)令和8年度より、小中学校の児童生徒の給食費は無償としています。(教育課給食 G)

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

(回答)教材費、修学旅行費、制服代など、義務教育に伴う保護者の経済的負担については、その軽減を図ることが重要であると認識しています。一方、本町では独自で入学時の児童生徒の保護者に小学1年生には1万円、中学1年生には3万円支給する「入学祝い金制度」、令和8年度より小中学校給食費の完全無償化及び中学校休日部活動を引き継ぐ地域クラブへの生徒の参加費無償化など、保護者の経済的負担を軽減する施策を行っています。今後も限られた財源の中で、必要な教育環境の整備と保護者負担の軽減の両立を図りながら、適切な支援に努めていく考えですので、現状では全体の無償化については考えておりません。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答)令和8年度以降は国の財政支援の有無を問わず、恒久的に給食費を無償としています。(健康こども課)

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

(回答)給食の外部搬入は行っておらず、自園調理により給食を提供しています。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(回答)正規保育士の配置は国基準としていますが、配慮が必要な児童の増加により加配保育士を配置しています。(健康こども課)

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

(回答)公立施設の長寿命化を図りながら、今後の児童数を考慮し、統廃合を検討します。民間移管の予定はありません。待機児童は0人のため、認可保育所の整備、拡充の予定はありません。育児休暇を取得した場合には家庭で保育が可能と判断し退所

していただいておりますが、見直しに向けて検討していきます。(健康こども課)

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

(回答)町独自の指導監査は実施していません。県指導監査に同行しています。
(健康こども課)

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

(回答)こども誰でも通園制度については、職員配置を行い公営で実施しています。補助制度などは必要ないと考えています。(健康こども課)

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

(回答)町の障害者手当について、現在の制度を継続していきます。(ふくし課)

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

(回答)地域の社会資源の拡充については、新規事業者や既存事業者の事業展開について働きかけに努めていきます。補助・加算については、独自制度の予定はありません。(ふくし課)

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

(回答)南知多町共同生活援助給付費助成金については現在の制度を継続していきます。(ふくし課)

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

(回答)補助・加算については、独自制度の予定はありません。(ふくし課)

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪

問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

(回答) 障害福祉サービスの利用上限はなく、相談支援事業所と利用者が話し合って支給量を決めており、申請書に基づいた時間を支給しています。(ふくし課)

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

(回答) 障がい福祉計画の策定を進めており、その中で検討していきます。(ふくし課)

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

(回答) 移動支援の基本報酬については、単価の増額改定に向けて検討しています。(ふくし課)

④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

(回答) 障害児は乳幼児健診や保育所、子育て支援センターでの相談などを通じて把握しており、待機児童はいません。地域で通える場所・体制の整備予定はありません。(ふくし課・健康こども課)

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自制度の予定はありません。(ふくし課)

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

(回答) 相談支援事業所、知多南部自立支援協議会等、連携し引き続き支援に努めます。(ふくし課)

⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起これないような支援策を講じてください。

(回答) 町職員が自宅訪問する予定はありません。虐待認定したケースについては、知多南部地域自立支援協議会においてケース検討を行い、虐待防止に向けた協議を行っています。(ふくし課)

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 障害者本人等に事前に制度説明(新高額障害福祉サービス費等含む)や意向調査、介護保険に移行可能かの検討を行っています。(ふくし課)

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

(回答) 高齢者肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担額を無料にする予定は、現時点ではありません。(健康こども課)

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

(回答) 中学3年・高校3年年齢相当者へのインフルエンザ予防接種の助成や、医療行為等により免疫を失った方の再接種への助成は実施していますが、現時点では自己負担無料の任意予防接種を実施する予定はありません。(健康こども課)

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答) 令和3年度より2回に拡充しています。(健康こども課)

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(回答) 令和8年度より実施しています。(健康こども課)

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答) 産婦歯科健診を集団健診で実施していましたが、令和元年度から2年度にかけて妊婦歯科健診の個別健診への助成制度に移行しました。産婦歯科健診の運用については、引き続き検討してまいります。(健康こども課)

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答) 歯科衛生士は保健事業の運営には不可欠であると認識していますが、常勤配置の予定はありません。(健康こども課)

9. 地域の保健・医療

- ①公立病院の経営形態を維持してください。

(回答) 南知多町に公立病院はありません。

- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(回答)平成27年度より医師確保のための修学資金貸与制度を整備しましたが、実績はありません。地域の医療機関の医師については、地区医師会や近隣の病院、愛知県などと情報共有、連携しつつ診療所の存続に対応してまいります。医療従事者向けの奨学金につきましては、整備する予定はありません。(健康こども課)

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(住民課)

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)国が判断するものと考えますので、要望の予定はありません。(住民課)

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(住民課)

- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(教育課給食 G)

- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(住民課)

- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(住民課)

- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(教育課給食 G)

- ⑤地域に必要な病床を確保してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。(健康こども課)

- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

(回答)意見書の提出予定はありません。(ふくし課)

以上